

株式会社 森銀

2017年5月13日・甲府市

## 産業廃棄物適正処理講習会(第三回)

廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために！

～積替え保管施設の「業許可」の意義、役割～

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

特定行政書士

北村 亨



## 1. はじめに

### ① 積替え保管の「業許可」とは。

- ・積替え保管業という単独の許可は存在しない。
- ・産廃の収集運搬業の内訳として、次のように二分される。
  - (1) 積替え保管を含む。
  - (2) 積替え保管を含まない。

### ② 許可証の扱いは？

上記の(1)と(2)は、別の許可である。

- ・収集運搬業許可の「事業範囲」として、(1)か(2)の「業」の範囲が明記。
- ・積替え保管を含まない許可にて、積替え保管行為を行った場合、事業範囲無許可変更として行政処分を受ける。

法25条第1項3号違反⇒許可取消し（テキスト30ページ）

テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



## 2. 事業範囲無許可変更で許可取り消しとなった事例

(株)田中商会が、千葉県にて許可取消しの行政処分を受ける。

- ①経過：千葉縣市川市にて、小規模の中間処理（破砕、圧縮）を行っていた。
- ・空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの飲料系品目限定の処分業である。
  - ・収集運搬業の許可を受けていたが『積替え保管を含まない』許可であった。

平成27年に千葉県の立入検査を受けた際に、

下記の許可品目以外の品目を処理施設内にて保管していた。

- ・一般廃棄物該当の廃棄物、自動車バッテリー、消火器など。
- ・産廃の収集運搬業の車庫が隣に併設されていた事情がある。

### ②処分内容

無許可で、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産廃を保管していたと判断され、千葉県許可の取消し処分を受けた。東京都、埼玉県等の許可も取り消し。

テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



### 3.積替え保管行為の意義は

#### (1)「積替え」とは、

積替えとは、バラ積してきた産廃物について、次の作業を行うこと。

- ① 施設内にて産廃物を車両から降ろして、他の車両に積み替える。
- ② “ 産廃物を収納した運搬容器を他の車両に積み替える。
- ③ “ 液状物の廃棄物を車両から大きなタンクに投入する。

#### (2)「保管」とは

- 保管とは、廃棄物の一連の処理を行う過程の中で、次の処理過程に移るまでの間、廃棄物を一時的に留置すること。

(3)「積替え」と「保管」は連続した一連の処理行為であり、「保管だけの行為」は廃棄物処理法では認められていない。長期保管は不法保管として指導を受ける。

(4) 例外：排出事業者の保管は処理委託前の行為であり、保管期間は、設けられていない。



## 4. 積替え保管行為の前提条件(順守事項)

- ① あらかじめ、積替えを行った後の運搬処分先が定められていること。
- ② 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じない内に、  
次の処理過程に排出・運搬すること。
- ③ 「保管」は①②の要件に従った積替えに伴って一時的に行われる行為
- ④ 次なる中間処理、または最終処分のために処理待機中の一時的な保管のみが、「積替え保管」と認められる。
- ⑤ 運搬車両にて積載中で、次なる処理のための運搬が予定されている廃棄物は、積替え保管行為には該当しない。車庫にて夜間駐車とか。
- ⑥ アームロール車に搭載の運搬コンテナを、一時的にも地面に降ろして駐車場にて保管する行為は、「保管積み替え」行為とみなされる。
- ⑦ 積荷入りのコンテナ保管場所については許可を受ける必要がある。

テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



## 5. 積替え保管の許可基準

- ① 産業廃棄物の収集運搬において、積替え保管を行う場合には、  
積替え保管の作業のための施設許可が必要です。
- ② 許可を受ける場合、次の積替え保管基準が定められています。
  - (1) 保管施設及び設備、保管方法、保管量、保管の高さ、看板
  - (2) 環境上の課題。(悪臭、騒音、振動、粉塵、地下浸透、  
その他(ネズミ、蚊、ハエ, ウジなどが発生しない)

テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



## 6.積替え保管施設の許可基準

### ①施設:

周囲に囲いが設けられ、かつ産廃物の積替え場所である旨の表示看板設置

### ②環境上の対策:

- ・産業廃棄物が飛散し、流出し、悪臭が発散しないような必要な措置をとる。
- ・ネズミが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・汚水の発生の恐れがある場合は、公共の水域、及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝、排水枡、防液堤その他の設備を設けること。
- ・床面は不浸透性の材料で覆い、地下浸透しないよう必要な措置をとること。

### ③保管量:

保管する産廃物の数量は、当該保管場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないこと。

### ④高さ:屋外にて容器なしで保管する場合は、積み上げられた産廃物の高さは、環境省にて定める基準の高さを超えないこと。

テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



## 7.積替え保管施設の役割

積替え保管作業は、廃棄物処理の工程において、運搬作業の効率化だけでなく、廃棄物の資源化、及び中間処理の前処理的な役割を分担している。

### ①効率化:

小型車にて回収した廃棄物を、大型車両に積換えることで運搬効率がアップするだけでなく、運搬車両の排気ガスの抑制にも寄与する。コスト面でも⑩

### ②環境上の取り組み:

建設系廃棄物のうちで、石綿含有産廃物の適正処理には、積替え保管施設経路が不可欠となる。人体に有害なアスベスト含有の物は、飛散流出防止のために「破碎せず」の基準があり、積替え後に最終処分場で受入れ処分。

### ③中間処理の補完:

排出された廃棄物が、全てそのまま中間処理または最終処分されるわけではない。積替え保管施設にて資源化、又は選別などされた後に中間処理又は最終処分に流れる物が少なくない。

テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」





## 8.積替え保管と中間処理の区分

- ① 廃棄物処理で「積替え保管」と「中間処理」は、別個の許可である。
- ② 法的に問題になるのは、許可が別なのに、混同して処理されること。
- ③ 例1: 中間処理の許可がないのに、積保施設で中間処理と紛らわしい処理を行うこと。事業範囲無許可変更違反で許可取り消しとなる。
- ④ 例2.: 中間処理施設にて、受け入れ廃棄物を未処理のまま搬出処理を行うこと。積替え保管施設でないために処理基準違反となる。
- ⑤ 行政の許可では中間処理施設と積替え保管施設の併設不可です。
- ⑥ ただし、次の条件を満たす場合は、併設は可能となる。
  - (1)処理する廃棄物が全く別個のものを扱う場合。
  - (2)併設でも敷地が区分され、入り口が別の場合。
- ⑦ 別個の許可にもかかわらず、混同して処理を行っている場合は、事業停止又は許可取り消し処分を受けるリスクが大きい。

テーマ: 「生活環境上の重大な支障発生防止の体制確立のために」



## 9.結論として

- ① 廃棄物は、その特性が多種多様であり、すべての廃棄物が一律の基準で最終処分まで完遂されるケースは少ない。
- ② 廃棄物の性状に合わせて個別の対応が必要である。
- ③ 積替保管施設は、収集運搬作業の一部とされているが、実態は施設の設置基準、保管基準が課せられ、収集運搬作業の一環ではない。
- ④ 中間処理と並ぶ積替え保管業(収集運搬業を含む)の位置づけ必要
- ⑤ 産業廃棄物の中間処理施設は、その立地が厳しくなり、周辺地区、過疎地区などへの設置が増えている実態がある。
- ⑥ 積替え保管施設を経由することで、環境上(排ガス)、コストの低減などの側面から社会的には評価、または理解されている。
- ⑦ しかし積替え保管を隠れ蓑にする不適正処理が全国的に少なくない。
- ⑧ 今後とも、行政の監視、規制が厳しくなる分野であると思われる

テーマ:「生活環境上の重大な支障発生防止の体制確立のために」

